

○国立大学法人筑波技術大学内地研究員規程

〔平成17年10月3日〕
規程第57号

改正 平成30年3月14日規程第17号

国立大学法人筑波技術大学内地研究員規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学(以下「本学」という。)における内地研究員制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この制度は、本学の教員を、内地研究員として本学以外の国立大学法人に派遣すること(以下「派遣内地研究員」という。)により、勤務場所をはなれて聴覚障害及び視覚障害に関する研究に専念させ、教授研究能力を向上させること及び本学以外の国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構(以下「派遣機関」という。)の教員を、内地研究員として本学に受け入れること(以下「受入内地研究員」という。)により、その専攻する学問分野の研究に専念させ、教授研究能力を向上させることを目的とする。

(資格)

第3条 内地研究員になることができる者は、国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構の教授、准教授、講師(常時勤務の者に限る。)、助教及び助手とする。ただし、教授については、教育研究上特に必要がある場合に限るものとする。

(研究期間)

第4条 内地研究員の研究期間は、6ヶ月以上10ヶ月以内とする。ただし、特別の事情がある場合にはこの期間を延長し、又は短縮することができる。

第2章 派遣内地研究員

(研究方法)

第5条 派遣内地研究員は、その受け入れられる本学以外の国立大学法人(以下「受入機関」という。)において指導教授等の指導のもとに、当該受入機関の施設、設備を利用して研究に従事するものとする。

(決定)

第6条 学長は、当該学部等教授会の議を経て、当該学部長等から推薦された者のうちから派遣内地研究員を決定する。(受入交渉)

第7条 学長は、受入機関の長に対し、あらかじめ別記様式の内地研究員調書と別に定める内地研究員受入依頼書により派遣内地研究員の受入れを依頼し、その承諾を得なければならない。

(旅費)

第8条 派遣内地研究員に支給する旅費については、国立大学法人筑波技術大学旅費規程（平成17年規程第64号）の定めるところによる。

(研究費)

第9条 派遣内地研究員の研究費として、別表に掲げる額を本学が受入機関に対し、支払うものとする。

2 派遣内地研究員の研究内容等により、前項の研究費の額を増額する必要がある場合においては、あらかじめ、学長と受入機関の長が協議して、その額を別に定めることができる。

第3章 受入内地研究員

(研究方法)

第10条 受入内地研究員は、本学において指導教授等の指導のもとに、本学の施設、設備を利用して研究に従事するものとする。

(受入交渉)

第11条 派遣機関の長は、学長に対し、あらかじめ別記様式の内地研究員調書と別に定める内地研究員受入依頼書により受入内地研究員の受入れを依頼し、その承諾を得なければならない。

(決定)

第12条 学長は、派遣機関の長の推薦した者を教育研究評議会に諮り、受入内地研究員として受入れを決定し、その旨派遣機関の長に通知する。

(研究費)

第13条 受入内地研究員の研究費として、本学は別表に掲げる額を派遣機関から徴収するものとする。

2 受入内地研究員の研究内容等により、前項の研究費の額を増額する必要がある場合においては、あらかじめ、学長と派遣機関の長が協議して、その額を別に定めることができる。

第4章 研究

(研究の開始)

第14条 内地研究員は、研究開始の日までに研究場所に到着するものとし、研究開始の日別に定める研究開始届を学長又は受入機関の長に提出しなければならない。

(研究の中断)

第15条 内地研究員は、研究期間中、研究を中断したときは、ただちにその理由を付して、学長又は受入機関の長に報告しなければならない。

2 前項に該当する派遣内地研究員の場合には、中断期間中、第8条に定める旅費は、支給しないものとする。

(研究の中止)

第16条 学長又は派遣機関の長は、内地研究員の研究期間中において、研究の中止を必要と認めた場合には、学長又は受入機関の長に通知するものとする。

(研究の終了)

第17条 内地研究員は、研究期間が終了したときはただちに別に定める研究終了届を学長又は受入機関の長に提出しなければならない。

第5章 雑則

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年10月3日から施行し、同年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第9条, 第13条関係）

研究費

教 授	月額 28,000円
准 教 授	月額 15,000円
講 師	月額 11,000円
助教・助手	月額 7,000円

別記様式（第7条，第11条関係）

平成 年度 内地研究員調書

内地研究員候補者自身が記入すること。

学校名

所 属	学部	学科	職	氏 名	(ふりがな)	印 才
所属の講座・学科目 及び担当授業科目		講座・学科目				
最終卒業学校 及び卒業年月		年 月卒業				
研究区分						
研究課題						
研究の方法 及び計画						
研究期間		平成 年 月 日～平成 年 月 日（ か月間）				
受け入れ機関名						
指導教授等の 職名及び氏名						
研究費						
研究中の居所		居所を(1. 移して2. 移さないで)研究に従事する				
居所を移した 場合の宿泊施設		1. 下宿その他これに 準ずる職泊施設		2. 公用の宿泊施設その他 これに準ずる宿泊施設		3. 旅館
備考						

(注) 用紙は，A4判を使用すること。